

厚木航空基地への 新しい入門要領について

本入門要領は、

- ・海上自衛隊部隊等入門証
- ・元自衛官通門証
- ・名誉通門証
- ・自衛隊協力団体通門証
- ・ファミリーサポート通門証
- ・モニター証明書

により、厚木航空基地へ入門される方が対象です。

従来との変更点

- ・入出門は正門のみとなります。
(東門、西門、南東門は使用できません。)
- ・各入門証をお持ちでも、入門前に、正門脇の警衛当直室で「通門申請書」への記入が必要です。
- ・従来のように、入門証を提示するだけでは入門できませんのでご注意ください。
- ・手続完了後、赤いパスケースをお渡しするので、基地内にいる間は、常時首から掛けて下さい。
- ・車両で入門する場合であっても、上記の手続が必要です。
(車両パスをお持ちでも、直接入門はできません。)

「通門申請書」

日 年 月 日

通 門 申 請 書

発行日 年 月 日

有効日 年 月 日

●下記の太枠線内の項目に○印をご記入の上、残りの太枠線内について記入をお願い致します。

| | | | | |
|------|----------------|----------------|--------------------|-------------|
| ◆目的 | 1 業務 | 2 私有 | | |
| ◆申請 | 1 通門許可証 (ビジター) | 2 臨時車両基地内運行許可証 | 3 時間外業務申請 | 4 残置車両申請 |
| ◆申請者 | 1 隊員等 | 2 家族 | 3 業者用通門許可証 (エスコート) | |
| | 4 元幹部自衛官通門証 | 5 名誉通門証 | 6 自衛隊協力団体通門証(3) | 7 ファミリーサポート |
| | 8 元自衛官通門証※ | 9 モニター証※ | | ※エスコート不可 |

| 許可証番号 | 臨時車両運行 許可証発行 | 所属 (会社名) 連絡先 (内線・携帯電話番号) | 階級 | ふりがな 氏 名 | 車両番号 | 時間外業務申請 (時 間) | 訪問先 |
|-------|-----------------|-----------------------------|----|-------------|------|--------------------|-----|
| | 有・無 | | | | | 有・無 (~) | |

赤枠内を記入していただきます。

| | ふりがな 氏 名 | 性 別 | 年 齢 | 車両番号 | 時間外業務申請 (時 間) | 備 考 |
|-----|-------------|--------|--------|------|--------------------|-----|
| 有・無 | | 男 女 | | | 有・無 (~) | |
| 有・無 | | 男 女 | | | 有・無 (~) | |
| 有・無 | | 男 女 | | | 有・無 (~) | |
| 有・無 | | 男 女 | | | 有・無 (~) | |
| 有・無 | | 男 女 | | | 有・無 (~) | |
| 有・無 | | 男 女 | | | 有・無 (~) | |

| | | | | |
|-------|---------|---------|---------------|-----|
| 入出門時刻 | 入門 (貸出) | 出門 (回収) | 受付者 (事前申請) | 発行者 |
|-------|---------|---------|---------------|-----|

- ・エスコート者は、来訪者の基地内での行動に責任を持ち、常時付き添うこと。
- ・本申請書により交付した許可証は、出門時に必ず警衛当直室へ返却すること。
- ・本申請書に記入された情報は、警備関係上の業務にのみ使用し、用済み後に破棄します

備
考

徒歩の場合の入門要領

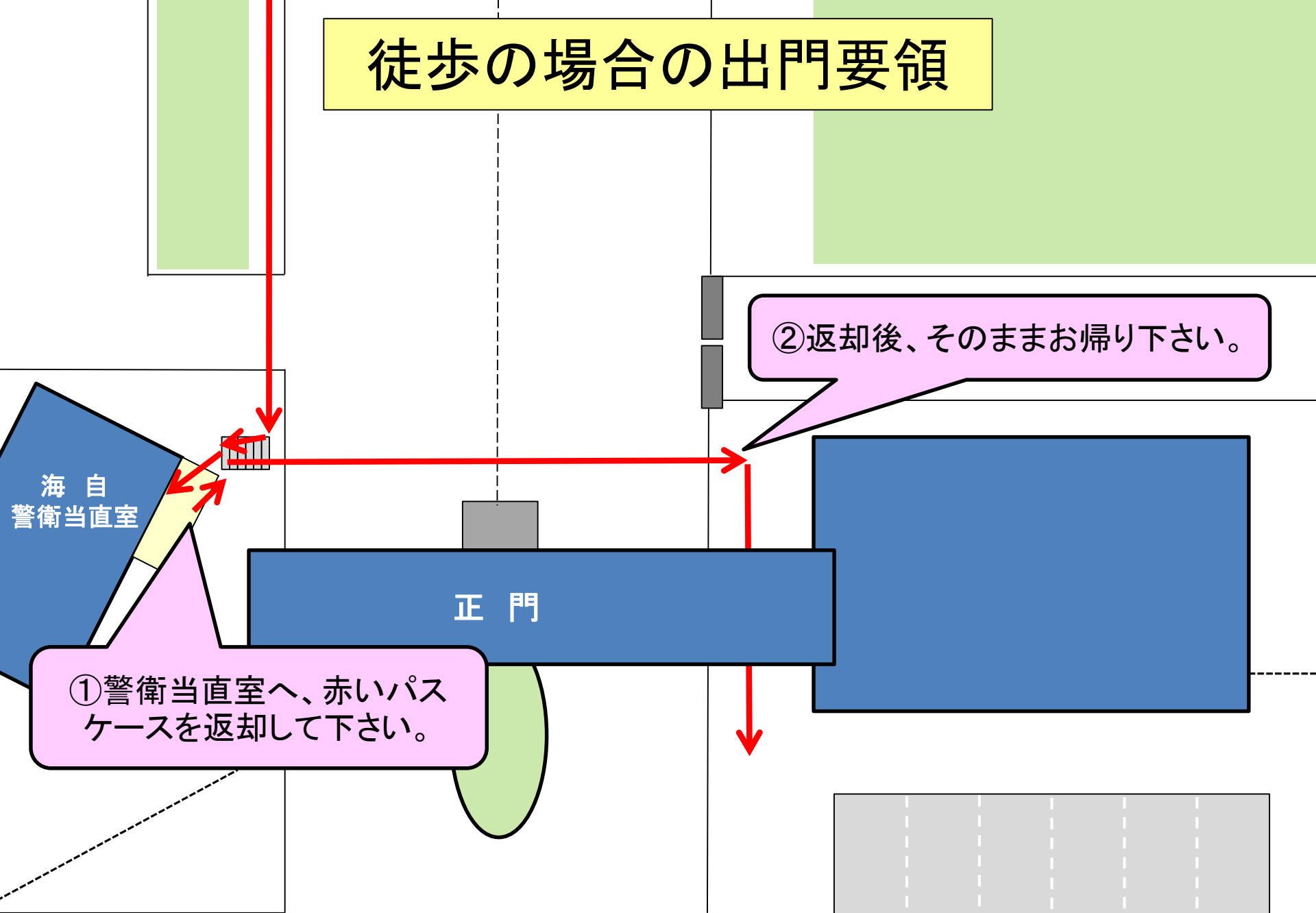
②警衛当直室で手続きをいただき、赤いパスケースをお渡ししますので、首から掛けて入門して下さい。

①入門証を米軍人（又はセキュリティ）に提示

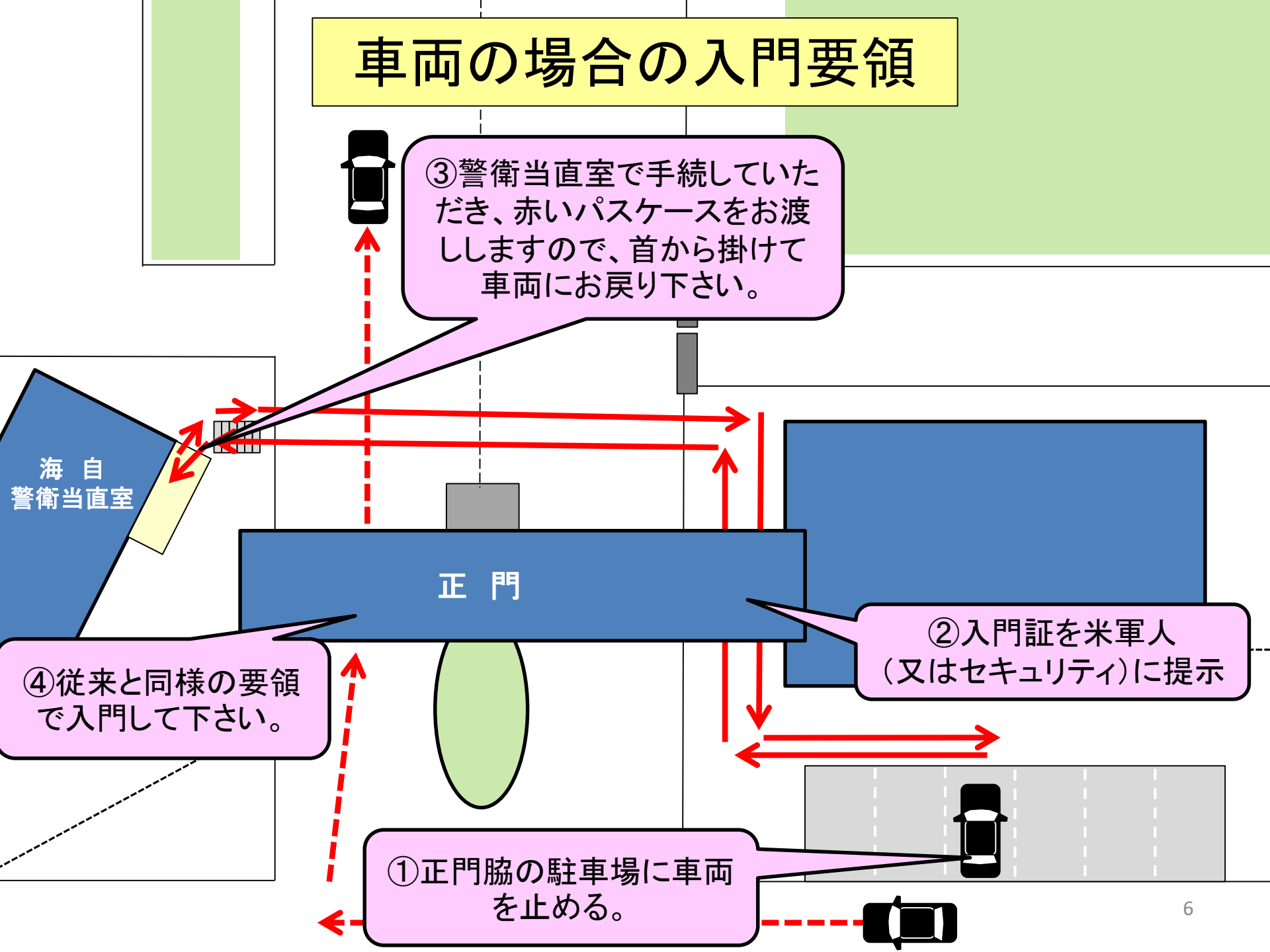
海自
警衛当直室

正門

徒歩の場合の出門要領



車両の場合の入門要領



車両の場合の出門要領

①正門立直中の海自隊員に、赤いパスケースを渡し、出門して下さい。
(車窓からで構いません。)

②正門立直中の海自隊員が不在の場合は、一旦出門し、入門時と同様、正門脇の駐車場に駐車し、徒歩で再入門して警衛当直室へパスケースを返却して下さい。

